

第1回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年7月25日（火）午後4時00分から午後5時25分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席者 金 蘭越町長
- 4 出席委員 15人
近藤 一祝 坂井 明治 杉本 峯一 石井 妙司
黒川 利光 坂野 幸夫 宮武 正人 西田 和幸
中村 広 中井 悟 伊藤 忠幸 気田 仁奈
吉田 靖志 西元 道啓 安田 伸二
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名について
 - 第2 会期の決定について
 - 第3 会長の互選について
 - 第4 会長職務代理者の互選について
 - 第5 議席の決定について
 - 第6 農業委員の指導担当区域の設定について
 - 第7 専門委員会委員の選出及び正副委員長の決定について
 - 第8 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 第9 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第10 農地法第6条第1項の規定による報告について
- 7 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

8 会議の概要

事務局
(高田局長)

蘭越町農業委員会総会に先立ちまして、7月20日付けで任命いたしました蘭越町農業委員の辞令交付を行います。金町長から交付いたしますのでその場で起立して受け取っていただきたいと思います。

【町長から交付】

事務局
(高田局長)

ただ今から、第1回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は15名であり、過半数以上でありますので、本総会は成立いたします。それでは、開会にあたりまして、金町長よりご挨拶を申し上げます。

【金町長挨拶】

これからの議事進行につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定によりまして、会長が決定するまでの間、金町長に議長を務めていただきます。金町長、よろしく願いいたします。

議長
(金町長)

それでは、第1回蘭越町農業委員会総会の議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(金町長)

それでは、伊藤委員と杉本委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長
(金町長)

それでは、本日1日間と決定します。

議長
(金町長)

日程第3、会長の互選についてを議題とします。

どのような方法で、選出することがよろしいでしょうか。発言を求めます。

黒川委員

指名推薦でお願いしたいと思います。

議 長
(金町長)

ただ今、指名推薦という意見がありましたが、その他ご意見はございますか。

全委員

ありません。

議 長
(金町長)

それでは、指名推薦で決定します。委員の皆様から指名をお願いします。

坂野委員

中井 委員にお願いしたいと思います。

議 長
(金町長)

ただ今、中井 委員という発言がありましたが、他に発言はございませんか。

全委員

ありません。

議 長
(金町長)

それでは、皆様のご賛同をいただいたということで中井委員で決定してよろしいですね。

全委員

異議なし。

議 長
(金町長)

それでは、会長に中井 委員を決定することといたします。ここで会長に互選されました中井委員から就任のご挨拶をいただきます。その場で起立してをお願いします。

【中井会長挨拶】

事務局
(高田局長)

町長につきましては公務がございますので、ここで退席いたします。どうもありがとうございました。

【町長退席】

それでは、会長が決定いたしましたので、中井会長の議長により進めて参りたいと思います。中井会長よろしく願いいたします。

議 長
(中井会長)

それでは再開いたします。日程第4、会長職務代理者の互選についてを議題とします。どのような方法で選出することがよろし

いでしょうか。お諮りいたします。

伊藤委員 指名推薦でお願いしたいと思います。

議長
(中井会長) ただ今、指名推薦という意見がありましたが、その他ご意見はございますか。

全委員 ありません。

議長
(中井会長) それでは、指名推薦で決定します。委員の皆様から指名をお願いします。

伊藤委員 西元委員にお願いしたいと思います。

議長
(中井会長) ただ今、西元委員という発言がありましたが、他に発言はございませんか。

全委員 ありません。

議長
(中井会長) それでは、西元委員で決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長
(中井会長) それでは、会長職務代理者に西元委員を決定することといたします。

ここで、会長職務代理者に互選されました西元委員から就任のご挨拶をいただきます。

【西元代理挨拶】

続きまして、日程第5、議席の決定についてを議題といたします。事務局から議席の決定方法について説明願います。

事務局
(小柳係長) 仮議席順に抽選を行っていただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

議長 ただ今、事務局から抽選の提案がありましたが、よろしいでし

(中井会長)

ようか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

それでは、抽選とします。暫時休憩いたします。

【仮議席順に抽選】

再開いたします。事務局から議席の発表をお願いします。

事務局
(小柳係長)

それでは、仮議席順に発表いたします。気田委員 2番、面田委員 5番、吉田委員 9番、中村委員 1番、坂井委員 12番、中井委員 7番、宮武委員 15番、黒川委員 14番、西元代理 3番、安田委員 16番、近藤委員 13番、石井委員 11番、坂野委員 8番、伊藤委員 6番、杉本委員 10番、以上になります。

議長
(中井会長)

それでは、発表された議席に移動してください。暫時休憩いたします。

【本議席に移動】

再開します。日程第6、農業委員の指導担当区域の設定についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局
(高田局長)

ただ今、係長から指導担当区域(案)をお配りさせていただきました。

中立委員を除く14名で主担当区域を持っていただき、委員15名全員で補佐をする案とさせていただきます。

設定にあたり、主体委員の考え方ですが各委員の推薦地区を勘案し設定させていただきました。

また、補佐委員の設定につきましては、極力、近郊の地区となるよう設定させていただきますので、ご検討をお願いします。

また、委員各位におかれましては、総会での審議・決定をはじめ、蘭越町農業における諸課題の解決について、指導担当区域に限定せず、全体の問題として取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長
(中井会長)

ただ今、事務局から担当区域案の説明がありましたが、ここで若干、各自閲覧の時間を設けることとし、暫時休憩といたします。

議 長
(中井会長)

再開します。先程、事務局から提案がありましたが、ご意見等ございませんか。

全委員

ありません。

議 長
(中井会長)

それでは、提案のあった指導担当区域で決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

それでは、提案のあった指導担当区域で決定することとし、町内の農事組合や関係機関に対して事務局から通知することといたします。なお、委員各位の活動については、この指導担当区域に限定されるものではなく、蘭越町全体の農業委員となっておりますので、よろしく願いいたします。

日程第7、専門委員会委員の選出及び正副委員長の決定についてを議題といたします。

農地専門委員会と振興・農政専門委員会の2委員会となりますが、それぞれ、どのように決定することがよろしいか、お諮りいたします。

6 番
(伊藤委員)

事務局腹案をお願いいたします。

議 長
(中井会長)

事務局に腹案があればということですが、この方法でよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長
(中井会長)

それでは、事務局から腹案をお願いします。

事務局

事務局からの各専門委員会への配置についての腹案は、ただい

(高田局長) ま係長から配布したとおりですが、委員長及び副委員長については、各構成メンバーの中で協議し、決定していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、農地専門委員会 坂井委員、石井委員、宮武委員、西田委員、中村委員、吉田委員、西元委員 計7名でございます。

次に、振興・農政専門委員会に 近藤委員、杉本委員、黒川委員、坂野委員、気田委員、中井委員、伊藤委員、安田委員 計8名でございます。

以上のとおり、腹案をご提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長
(中井会長) ただ今、事務局から発表いたしました、あくまでも腹案でありますので、委員の皆様の希望もあると思いますので、ご意見をいただきたいと思っております。

全委員 異議なし。

議長
(中井会長) それでは、構成委員については、事務局案のとおり決定します。なお、正副委員長については、それぞれの専門委員会の構成委員の中で決定していただくことといたします。

振興・農政専門委員会はこの場所で、農地専門委員会は議員控室へ移動し協議決定してください。

それでは、暫時休憩といたします。

再開します。それでは、正副委員長をそれぞれの委員長から発表してください。最初に農地専門委員会からお願いいたします。

9番
(吉田委員) 農地専門委員会の委員長、副委員長を発表します。委員長は私、副委員長は宮武委員に決まりました。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長) 続きまして、振興・農政専門委員会お願いいたします。

13番
(近藤委員) 振興・農政専門委員会の委員長、副委員長を発表します。委員長は私、副委員長は黒川委員に決まりました。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今、発表されたとおり、決定しますので、今後ともよろし

(中井会長)

くお願いいたします。

日程第8、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和5年7月25日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成22年3月31日から平成27年3月31日までで農地法によるものです。通知年月日は令和5年7月18日、解約成立年月日等は令和5年7月25日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

議長
(中井会長)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

3番
(西元委員)

1番について、説明いたします。内容については、今事務局から説明があったとおりでございます。場所に関しましては、〇〇さん宅から〇〇側の上手に位置する農地でございます。よろしくお願いいたします。

議長
(中井会長)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

議案第1号は、原案のとおり受理することとします。

日程第9、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に

ついてを議題とします。

番号1番から番号3番について、一括上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和5年7月25日提出。蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は7月5日で期間満了となった強化法による契約を農地法に切り替えて引き続き農地を貸し付けするものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和10年7月24日までの5年間です。

別紙調査書をご覧ください。

農地の借り手、買い手には利用するための要件が定められており、その要件が調査書に記載されている6項目（全部効率利用、農地所有適格法人以外の法人、信託、農作業常時従事、転貸禁止、地域調和）です。記載のとおり、各項目とも問題ない旨、事務局で確認しております。

番号2番、譲渡人は〇〇、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買、譲渡理由は譲受人の圃場の中にある町有地を売り渡すためです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で〇〇円です。なお、この価格は先月の総会で議決された意見価格である〇〇円に財務省の定める国有財産評価基準に基づき、単独利用困難な土地であるとして50%の修正率を乗じたものとなっています。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。

調査書については別紙のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は基盤整備事業実施のため、農地を貸し付けするものです。価格は総額〇〇円で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3

条許可の日から令和10年7月24日までの5年間です。
調査書については別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)
13番
(近藤委員)

引き続き、担当委員の補足説明をお願いします。

番号1番、内容は事務局説明のとおりです。場所は、10a当り〇〇円となっておりますけれども、何十年も水路が塞がっている状態で賃貸料〇〇円という事で耕作しております。場所は、〇〇さんの住宅の真向かいに〇〇があるのですけれども、その〇〇を渡って〇〇沿いの土地になります。

6番
(伊藤委員)

番号2番、内容は事務局説明のとおりです。場所ですけれども、〇〇さん宅から〇〇mほど行ったところに〇〇がありまして、その〇〇の所から〇〇mほど〇〇を入った土地になります。今回この場所が、基盤整備する事になって、そのために売買するという事になりました。

3番
(西元委員)

番号3番、先ほど解約された土地でございます。今回〇〇さんが耕作するという事でありまして、内容は、先ほど説明しましたとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長
(中井会長)
全委員

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

議案第2号については、原案のとおり決定し、許可することといたします。

日程第10、議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

議案第3号 農地法第6条第1項の規定による報告について、

事務局
(小柳係長)

農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和5年7月25日提出、蘭越町農業委員長名。

法人からの報告内容の説明の前に、法人要件について確認をさせていただきます。

平成28年4月1日施行により、呼称が農業生産法人から農地所有適格法人となりました。法人形態要件は、株式会社、持分会社または農事組合法人であること。事業要件は、売上高の過半が農業であること。

構成員・議決権要件は、農業関係者の議決権が、総議決権の1/2超、農業関係者以外の構成員で保有できる議決権は、総議決権の1/2未満となっております。役員要件は、役員の過半が農業の常時従事者であり、年間150日以上。役員または重要な使用人のうち、1人以上が農作業に従事、年間60日以上となっております。

農業委員会は農地所有適格法人がこれらの要件を満たしているか、当該法人から毎年報告書を徴収しております。

それでは報告内容の説明に戻ります。

番号1、令和5年6月30日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議をお願いします。

議長
(中井会長)

ただ今、事務局から説明がありましたが、各項目について、質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長
(中井会長)

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長
(中井会長)

本案については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(高田局長)

次回総会は8月30日(水)午後1時30分からを予定しておりますので、よろしくをお願いします。

後ほど係長から説明がありますが、総会終了後に作柄状況調査を予定しておりますので、作物の生育状況によっては、総会の日程が変更となる場合がありますのでご了承ください。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいておりますが、〇〇さんと〇〇さんの売買の件につきましては、売り手側の〇〇さんの都合により中止となりました。この中止による手続きについて、道にも確認しておりますが、両者の合意があり、売買代金についても返還済みであれば、特に強化法の計画変更は求めない、とのことでした。

そのほか、明日山麓の農業委員会会長会議が開催され、会長と私が出席する予定です。内容としましては、今回の委員改選に伴い、後志地方連の会長を山麓から選出することになっているため、会長の選出についてが議題となります。

以上で私からの報告を終わります。

事務局
(小柳係長)

新任委員の皆様には既にお配りしていますが、3冊の青・オレンジ・緑のテキストについては、そのまま皆様に配布いたしますのでお持ち帰りください。

次に、作況調査についてですが、次回8月総会終了後に実施予定ですので、次回総会の際には、動きやすい服装と長靴を用意願います。先日送付し、本日回収いたしました推薦用紙の圃場を視察いたします。なお、随員として昨年同様に後志農業改良普及センターの職員を1名派遣していただく予定です。

また先ほど次回の総会日程を8月30日と局長の方からお知らせしましたが、作物の発育状況等により日程を早めたいなどのご意見がありましたら8月7日までに事務局までお知らせ願いま

す。

それと、配布している総会資料などについては個人情報保護の観点から取り扱いにはご注意願います。もし処分にお困りの際は、入口横の段ボールに書類を入れてください。事務局にてシュレッダーいたします。

最後に専門委員会の視察研修についてです。視察研修は任期の1、2年目は専門委員会ごとに半数ずつ、3年目は委員全員で行っています。今年は任期1年目ですので専門委員会のどちらか片方が視察研修を行う予定です。前回の任期中はコロナの影響により最終年度の全委員での視察研修しか行えませんでした。その前の任期では、初めの年に農地専門委員会が、翌年に振興農政専門委員会が視察を行っていました。よって今回はその逆で1年目に振興農政が、2年目に農地が視察研修を行うこととしたいと事務局では考えております。

以上です。

議長
(中井会長)

閉会宣言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第1回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時25分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟